

令和8年度下半期リサイクル資源物（アルミ缶）売却にかかる仕様書

1. 概要

- (1) 物品名称 リサイクル資源物（アルミ缶）
- (2) 引渡方法（場所） 市の収集運搬委託業者により買受先へ搬入
- (3) 対象物品 アルミ缶（筑西市内全域）
- (4) 契約方法 単価契約
- (5) 契約期間 令和8年10月1日から令和9年3月31日までとする。
契約期間中に、経済情勢の激変その他予想することのできない特別の事情により、市況に著しい変動が生じ、契約内容が不適當となったときは、協議のうえ契約内容を変更することができるものとする。
- (6) 報告 資源物（アルミ缶）を引き取ったときは、市の指示による集計の期間毎（おおむね一月毎）に引き取った品目及び地区毎に取りまとめた計量書類、その他必要と認める関係書類を提出すること。なお、異物が混入した状態でも引き受けるものとし、ダスト引きは行わないものとする。
- (7) 代金の受払 代金は、計量書類の確認後、契約単価に報告数量を乗じた額に、10/100（消費税相当分）を加算した金額（1円未満切り捨て）を請求する。
買受人は、代金の請求を受けた日から30日以内に指定の納付書にて納付する。
- (8) 契約の解除 ①次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、買受人は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。
ア)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号から第3号までに規定する基準及び筑西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第9条の基準に適合しなくなったとき。
イ)買受人の契約違反、関係法令の規定に反する行為その他不信行為により、市がこの契約を続行することができないと認めたとき。
②買受人の都合により契約を解除しようとするときは、その解除をしようとする30日前までに文書をもって市に申し出なければならない。
- (9) 権利義務の譲渡等の禁止
買受人は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

2. 業者要件（次のすべての要件に該当する者）

- (1) 筑西市内若しくは隣接市町に資源物の受け入れ場所（計量器（台貫））を有している者。
- (2) リサイクル資源の再資源化を実行できる者。
- (3) 廃棄物処理法施行令第4条第1号から第3号までに規定する基準及び筑西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第9条の基準に適合している者。

3. 入札について

(1) 対象区域

筑西市内全域

(2) 入札書

- ・ 入札書は、筑西市指定のものを使用し、単価及び合計金額（税抜き）を記載すること。
 - ・ 単価は、1 k g 当たりの金額とし、1 円未満の端数は切り捨てとする。
 - ・ 合計金額（税抜き）は、単価に予定数量を乗じた金額とする。
 - ・ 単価、金額は必ず記入し、記入がない場合はこの入札書を無効とする。
- また、筑西市指定の入札書以外の入札は無効とする。

(3) 落札者の決定

1. 開札の結果、予定価格以上で、かつ、最も高い売却金額を提示した者を落札者とする。
2. 最も高い売却金額を提示した者が2 人以上あったときは、くじにより落札者を決定するものとする。